

(案)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に定めるもののほか、別添1「航空写真撮影等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に従い、信義を守り誠実にこの契約(この契約書及び仕様書等を内容とする業務(以下「本業務」という。)の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。この場合にあつては、直ちにその保険証券を発注者へ寄託するものとする。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 受注者が第1項第4号の履行保証保険契約を締結する場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期(以下「保険期間の終期」という。)が契約期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日から翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を発注者へ寄託しなければならない。この場合において保証の額は契約金額の100分の10以上としなければならない。

6 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

第4条 受注者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、

あらかじめ発注者の承認を得て本業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定により、受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(業務実施計画書の提出)

第5条 受注者は、契約締結後、仕様書に定めるところにより、本業務の実施に先立って業務実施計画書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。
- 4 前項の再提出については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第1項中「契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。

(主任技術者)

第6条 受注者は、契約締結後、速やかに本業務の実施について主任技術者を選定し、本業務に従事する者の指揮監督その他本業務の遂行に必要な事務に当たらせるものとする。

- 2 受注者は、本業務の契約期間中は主任技術者を交替させてはならない。ただし、やむを得ない理由により交替が必要になる場合は、予め、発注者に文書による届出をし、承認を受けなければならない。
- 3 発注者は、主任技術者がその職務について著しく不相当と認められるときは、受注者に対して当該主任技術者の交替を求めることができる。

(照査技術者)

第7条 受注者は、契約締結後、速やかに本業務で作成する成果品の照査技術者として、受注者の自社内に在籍する十分な実務経験を有する空間情報総括監理技術者の資格を有する者を選定すること。

- 2 照査技術者は、前条第1項で定める主任技術者を兼ねることができない。

(監督)

第8条 発注者は、受注者の本業務の実施に関して、必要な範囲で受注者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

- 2 前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による本業務の実施状況につき、不十分な点が認められたときは、発注者は、本業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

(守秘義務)

第9条 受注者は、本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を取り扱う場合は、別添2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

3 この契約を履行するために必要な情報であつて、発注者が受注者に引き渡し、又は発注者が使用を認めたもの（既に公知の情報及び発注者と受注者による事前の合意がある情報を除く。）の取扱いについては、前項の個人情報の取扱いの例による。

(著作権)

第10条 受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者又は第三者が従前から保有する著作権はこの限りではない。

2 受注者は、発注者に対して成果品における著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(検収)

第11条 受注者は、仕様書に定める成果品を頭書に定める契約期間内に発注者に提出し、その検収を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検収に合格しないとき又は手直しを指示され検収の結果を保留にされたときは、発注者が指定する期日までに改善し、再検収を受けなければならない。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、前条に規定する検収に合格したときは、発注者に委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により、受注者から適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に相模原市指定金融機関において委託料を支払うものとする。この場合において、契約保証金の納付があるときは、併せて返還するものとする。

(事故等の報告)

第13条 受注者は、本業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受注者は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(契約内容の変更)

第14条 発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、文書によりこれを定めるものとする。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補等による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合によってもこの契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要するときは、受注者は、前項の規定による追完義務を負わないものとする。

3 発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が契約の内容及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 受注者は、第11条第1項の規定による検収が完了した後（同条第2項の規定による再検収がなされた場合にあっては、当該再検収が完了した後）1年以内に発注者から当該契約不適合を通知された場合に限り、第1項及び第3項に規定する責任その他の契約不適合責任を負う。ただし、検収又は再検収が完了した時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかった場合、当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合又は当該検収によって発注者が当該不適合を発見することがその性質上困難であった場合は、この限りでない。

5 第1項及び第3項の規定は、当該契約不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第16条 受注者は、契約期間内に本業務を履行することができないとき又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合、発注者は、相当と認められる期間の延長をすることができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者は、契約金額について、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で算定した額の違約金を受注者から徴収することができる。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である

ときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に完成しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 主任技術者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (7) 破産、民事再生、会社更生手続き開始の申立の時、又はそれらの申立を受けたとき。
- (8) 第24条及び第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したと

き(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。))。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第33条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められ、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この業務の成果物に契約不適合があるとき。

- (3) 第17条、第18条、第19条及び第20条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第17条、第18条、第19条及び第20条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 成果品の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 4 第2項の場合（第19条及び第20条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第17条第1項各号又は第18条第1項各号に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第17条又は第18条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第23条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第17条、第18条、第19条及び第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第24条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって本業務を完了することができなくなったときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第24条又は前条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第12条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第24条又は第25条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第24条又は第25条第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第28条 発注者は、この契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検収の上、当該検収に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額(以下「既履行部分契約金額」という。)を受注者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分契約金額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第29条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第30条 受注者は、第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第19条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第19条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の遅延利息)

第31条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

第32条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第33条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(履行不能の場合の処置)

第34条 受注者が、天災その他の不可抗力等その責めに帰することができない事由により、契約の全

部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て、受注者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は当該部分についての契約金の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

第35条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(所管裁判所)

第36条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(環境配慮事項)

第37条 本業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うこと。

- (1) 別添3「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 市への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、関連法令等を順守し、適正に処理すること。

(疑義の解決)

第38条 仕様書又はこの契約書に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して解決を図るものとする。